# 第12期(令和6年度)事業計画 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)

本財団は、定款第4条に基づき、船員の福利厚生の増進を図り、わが国海運業並び に水産業の発展に寄与することを目的として事業を実施してきている。

本年度も、労使間の労働協約に基づき、船主より拠出される船員福利厚生基金と利息収入をもって事業をおこなうこととする。

具体的な事業内容は次のとおりとする。

## 1. 船員福利厚生基金の管理等について

船主と全日本海員組合との労働協約に基づき拠出される船員福利厚生基金、 その他拠出金、寄付金を適正に管理する。

#### 2. 各事業について

### (1)整備助成事業について

船員の福利厚生の増進を図り、わが国海運業ならびに水産業の発展に寄与するため定款に基づき船員福祉に関する施設、団体に対して資金援助を行う。 本年度は、2団体3施設に対し整備助成を行う。

また、助成した施設の検証を行い、今後の助成に役立てる。

なお、対象となる施設については、ホームページ等を通じて広く募集する。

## (2) 運営助成事業について

平成24年12月より実施している「宿泊利用補助制度」については、本年度も引き続き実施する。

本年度については、延べ2万件を見込んでいる。

#### 3. ホームページの充実

- (1)本年度も理事・評議員名簿、事業計画及び事業報告など公益財団法人として 開示が必要となる事項をホームページへ掲載していく。
- (2) 宿泊利用助成事業のPRを強化し、対象施設の拡充を図る。

## 4. アドバイザリー契約について

本年度も会計士および税理士とアドバイザリー契約を締結し、以下の項目に 対するアドバイスを受ける。

- (1) 予算・決算並びに国土交通省および内閣府への報告などに関する事項
- (2) 事業運営などに関するコンサルティング
- (3) 今後の財団のあり方や事業規模などに関するコンサルティング

## 5. 第12期(令和6年度)予算について

以上に基づく、第12期(令和6年度)の予算は別紙のとおりとする。

以 上